

医療的ケア児の支援に係る現状について

1 医療的ケア児とは

(1) 定義

「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項）

※ 医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）。在宅で保護者が行うことが多い。

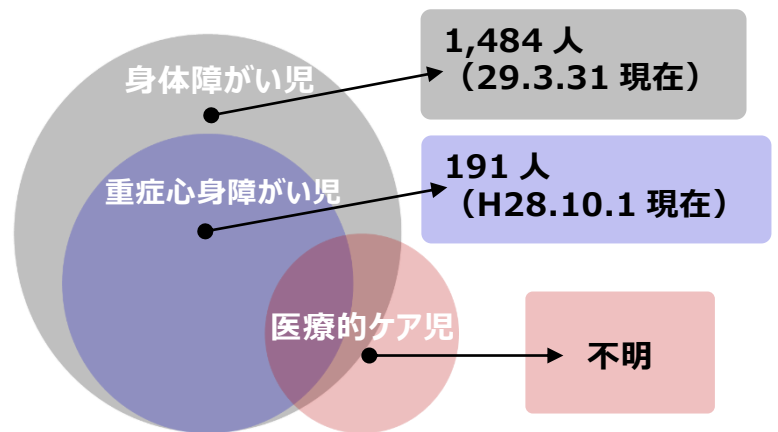
(2) 増加の背景

近年の新生児医療の発達により、都市部を中心に NICU（新生児集中治療室）が増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなど、以前なら出産直後に亡くなっていたケースであっても助かることが多くなってきた。その結果、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にあるとされている。

2 医療的ケア児のイメージ



全国医療的ケア児者支援協議会
のホームページより



札幌市統計

3 国の動き（法改正を受けて）

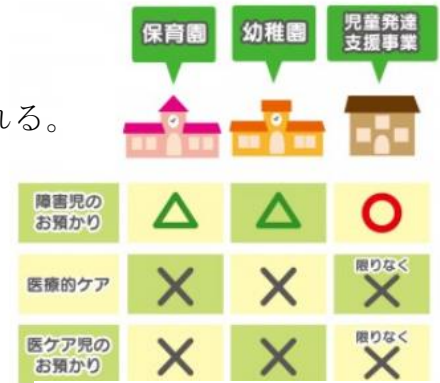
平成 28 年 6 月 3 日、地方公共団体に対して、次の内容の通知を発出している。

- 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。
- そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することをお願いする。
- 協議の場は、（自立支援）協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾病児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。

4 医療的ケア児の抱える問題

様々な問題があるが、次の2つが主であると推測される。

- (1) 受入れ先・小児在宅医療の担い手が少ない
- (2) 保護者の負担が大きい



全国医療的ケア児者支援協議会
のホームページより

5 札幌市の現状

- (1) 受入れ施設等（重症心身障がい児者）の状況

重症心身障がい児者の受入れが可能と考えられる施設等は下表のとおり。

【平成 29 年 6 月 1 日現在の事業者指定の状況】

サービス種別	定員計	事業所数	(参考) 法人形態
医療型障害児入所支援	454	3	道、社福 2
短期入所（医療型）	—	7	道、社福 4、医療 2
医療型児童発達支援	70	2	市 2
児童発達支援（主に重心通所）	67	9	社福 8、NPO 1
放課後等デイサービス（主に重心通所）	38	6	社福 4、NPO 2
総計	629	27	

- (2) 今後の予定

平成 29 年度中を目処として、自立支援協議会の子ども部会に「(仮称) 医療的ケア児支援検討会」を設置し、医療的ケア児支援のための方策について検討を進める（上記 3 の「協議の場」に該当）。

- (3) 受入れ先の確保に係る取組状況（参考）

事業名（開始年度）	内容
重症心身障がい者受入促進事業（24 年度）	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を受け入れるため、 <u>看護師を配置した事業所に対し、人件費の一部を補助。</u>
重症心身障がい児者地域生活支援事業（26 年度）	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を受け入れるため、 <u>新たに事業を実施又は受入れ増（定員増）を図る施設に対し、医療機器等を購入又は施設・設備を改修した場合の経費の一部を補助。</u>
障がい者地域生活サービス基盤整備事業（26 年度）	重症心身障がい児者の受け入れを前提として、充実した設備を有する <u>生活介護及び短期入所事業所（併設が条件）</u> の拡大を図るため、 <u>建設費の一部を補助。</u>
グループホームと日中活動サービス事業所の併設設置の特例（29 年度）	設備・構造が重症心身障がい者に対応していることなどを満たす場合、グループホームと日中活動サービス事業所の併設を新たに認める。